

能美市市民協働まちづくりセンター 有料広告 掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、能美市市民協働まちづくりセンター（以下「当センター」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を有料で掲載することにより、当センターの新たな自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「広告媒体」とは、次の各号に定める当センターの資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

- (1) 当センターが発行する印刷物
- (2) 当センターが管理するホームページ

(広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体と掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しないものとする。

- (1) 当センターの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 他人を誹謗、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人及び法人の意見広告と名刺広告（写真等の肖像画を含む）
- (6) その他センター長が不相当と認めるもの

2 前項に規定する広告掲載の範囲の細部その他必要な事項は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載期間、枠数、掲載料、作成方法、優先順位等は、当該広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第5条 広告募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、別に定めるものとする。

(広告掲載の承諾等)

第6条 広告掲載希望者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン等（以下「広告案」という。）を提出し、センター長の承諾又は許可（以下「承諾等」という。）を受けなければならない。

2 センター長は、広告掲載希望者から広告案が提出されたときは、第3条に基づき審査し、承諾等の可否を広告を掲載しようとする者に通知するものとする。

3 前項の規定による承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、当該承諾等に係る必要な手続等を広告代理業を営む者（以下「広告取扱者」という。）に代行させることができる。

4 センター長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

5 センター長は、第2項の審査を、第10条に定める能美市市民協働まちづくりセンター有料広告審査委員会（以下「審査会」という。）に実施させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主及び広告取扱者の義務)

第8条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

- 2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告物の削除等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除し、又は許可を取り消し、掲載後の広告の削除等を行うことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱者が第6条第4項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。
- (4) その他広告掲載が適切でないとセンター長が判断したとき。

- 2 前項の広告の削除等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。

(審査機関)

第10条 第6条第1項の規定に基づき広告掲載希望者から提出を受けた広告案の可否を審査するため、審査会を置くことができる。

- 2 審査会の委員長は当センターホームページ運営部会座長を、委員は当センターホームページ運営部会委員をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第11条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、第6条第1項の規定に基づき広告掲載希望者から提出を受けた広告案に関して疑義が生じた場合等、センター長が必要と認めたときに委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要とあると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見

又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、当センター事務室において処理するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。